

# 想定し得る最大規模の風水害に係る対応方針【概要版】

## ■ 趣旨・背景

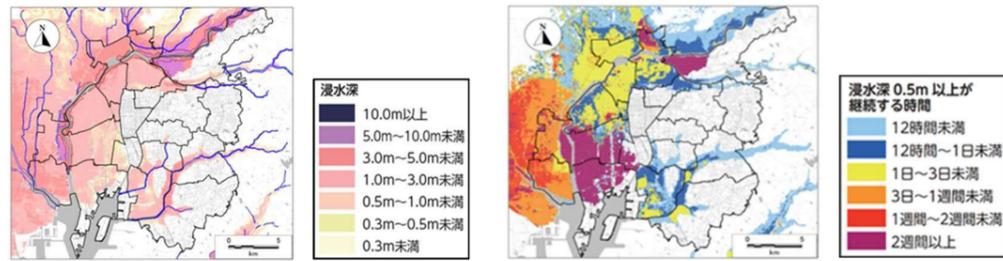
近年、全国各地で大規模な風水害が相次いでいることから、国は、平成27年に水防法を改正し、新たに「想定し得る最大規模」（以下、「想定最大規模」という。）の洪水・内水氾濫・高潮への対策の推進が求められることとなり、本市では、令和4年に「想定最大規模」の風水害に対応した新たなハザードマップを公表した。

このたび、「想定最大規模」の風水害を見据えて、逃げ遅れゼロの実現を目指す避難対策を始めとするより一層の対策に取り組む必要があることから、「想定し得る最大規模の風水害に係る対応方針」を新たに策定した。

※想定最大規模（「なごやハザードマップ防災ガイドブック」令和4年6月公表）

| 区分   | 頻度              | 例                 |
|------|-----------------|-------------------|
| 洪水   | 1,000年に1度程度の降雨  | 578mm/24h（庄内川）    |
| 内水氾濫 | 1,000年に1度程度の降雨  | 156mm/h、836mm/24h |
| 高潮   | 500～数千年に1度程度の台風 | 910hPa（中心気圧）      |

※洪水ハザードマップ



※想定最大規模降雨への対応（国土交通省資料を基に本市作成）



## ■ 想定される主な課題

これまでの主な取組

- 東海豪雨等の教訓を踏まえながら、それぞれの整備水準に応じた河川・下水道等の治水施設整備を進めるなど都市基盤を整備
- 東日本大震災等の教訓を踏まえながら、災害対策本部の機能強化など災害対応力や地域防災力の向上を実施

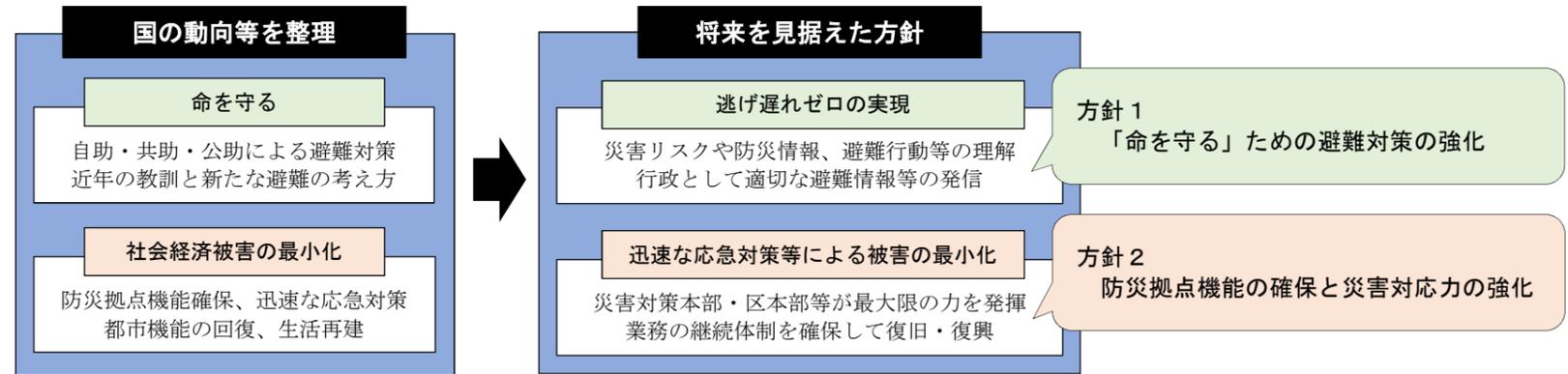
被害想定の新たな算出

- 被害想定調査により明らかとなった主な様相
- 大規模かつ広域的な浸水による逃げ遅れの発生
- 防災拠点やライフライン等の機能停止による応急対策等への支障
- 甚大な浸水被害に伴う避難生活の長期化

想定最大規模の風水害は、通常対応力をはるかに超える被害が想定されるため、市民一人ひとりの適切な行動、迅速な応急対策及び復旧のための関係機関との連携など、様々な対策により被害を拡大させない対応が必要

## ■ 基本的な考え方

「想定最大規模」の風水害を見据え、国の動向や新たに明らかにした被害の様相等を踏まえて現状及び課題を整理し、2つの方針を掲げるとともに、重点的に取り組むべき施策をとりまとめた。



## ■ 施策と主な内容

### 方針1 「命を守る」ための避難対策の強化

| 施策                      | 主な内容  |
|-------------------------|---|
| 「自らの命を自ら守る」ための事前の備えの推進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害リスク等の理解促進</li> <li>港防災センターの機能強化</li> <li>まちづくりの視点による防災対策の推進</li> </ul>                                   |
| 地域における災害の特性を踏まえた防災活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性等を踏まえたきめ細かな防災活動の推進</li> <li>地域防災活動における人材の育成及び確保</li> </ul>   |
| 行政による防災情報の発信・伝達の強化      | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集及び情報提供体制の強化</li> <li>より効果的な広報・広聴体制の構築</li> </ul>   |
| 災害リスクに応じた多様な避難行動の推進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な避難行動の理解促進</li> <li>避難場所の確保</li> <li>広域避難に関する取組の推進</li> <li>地下空間における避難対策の強化</li> <li>滞留者対策の強化</li> </ul> |
| 要配慮者の避難対策の強化            | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難の実効性確保</li> <li>避難場所の確保</li> </ul>   |

### 方針2 防災拠点機能の確保と災害対応力の強化

| 施策                  | 主な内容   |
|---------------------|--|
| 防災拠点機能の確保           | <ul style="list-style-type: none"> <li>防災拠点機能の確保</li> <li>防災・減災に資する公共施設等の整備</li> </ul>   |
| 災害対策本部等の機能強化        | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部等の機能強化</li> <li>関係機関との連携の推進</li> <li>災害対応に習熟した職員の育成</li> </ul>  |
| 迅速な都市機能の回復と被災者の生活再建 | <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の業務継続体制の確保</li> <li>長期浸水への対応の迅速化</li> <li>生活環境の保全等に関する対策の強化</li> <li>事業者に対する業務継続体制の支援</li> <li>被災者に対する支援体制の強化</li> <li>復興のあり方の検討</li> </ul> |

対応方針に基づいた具体的な事業については、名古屋市災害対策実施計画に反映し、推進を図る。

（計画期間：令和6年度～令和10年度）